

少年空手家が大会3連覇

空手道無限勇進会の芝山道場に所属する吉川祐士くんは、東都空手道選手権大会で2連覇を果たし、昨年度町武道振興会から表彰を受けました。

今年4月に開催された同大会でも激闘の末優勝し、3連覇の偉業を達成しました。



吉川 祐士くん (中3)

入会希望の方は、下記までご連絡ください。

吉川 真悟 ☎090-1048-4147



国保 交通事故や傷害事件にあったら 必ず届け出を!!

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国保を使って治療を受けることができます。

第三者行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担します。国保を使って治療を受けると、国保が加入者の医療費を一時的に立て替え、後に加害者へ費用を請求します。

※飲酒運転などの重大な違反を犯した場合を除く。

■事故にあったら・・・

- すぐに警察へ届ける。
- ケガがあったら人身事故扱いで交通事故証明を取り付ける。
- 事故状況の記録をとる。

○相手側の住所、氏名、電話番号、交通事故の場合は自賠責

保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号を確認する。

■届け出が必要です!

国保で治療を受ける場合、町民税務課国保年金係へ必ず「第三者行為による傷病届」を届け出てください。届け出の前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談を結ぶ前に必ずご相談ください。



後期高齢者歯科健康診査 元気な体は元気な歯から

問 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課
☎043・216・5013
町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
保健センター ☎77・1891

町では、昨年度に75歳となった被保険者の方を対象として、**歯科健診を実施します。**

■対象者

- 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方（平成28年度に75歳になられた方）
- ただし、次の方は対象外です。
- ・病院または診療所に6カ月以上入院している方
- ・施設（養護老人ホームや介護保険施設など）に入所している方
- ・転入された方で、以前の市町村ですでに歯科口腔健康診査を受診された方

■歯科健診の受け方

- ・肉の炎症、かみ合わせなど）
- ・口腔機能の状況（舌の動き、物を飲み込む力など）
- ・口腔衛生指導
- ・むし歯、歯周疾患の予防法など

対象者の方には5月中に町から緑色の案内通知（受診票）を送付しました。歯科健診を希望される方は、健診協力医療機関に直接予約をして受診してください。

■受診の際に必要な物

被保険者証、受診票

■対象医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関（歯科医師会ホームページに名簿掲載）

※対象医療機関の確認、受診票発行に関しては、国保年金係または保健センターへお問い合わせください。

- ・転入された方で、以前の市町村ですでに歯科口腔健康診査を受診された方
- ・費用 無料（健診後の治療に要する費用は有料です）
- 歯科健診の項目
- ・口腔診査
- ・歯と歯肉の状況（むし歯、歯



児童手当の支給 現況届の提出が必要です

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに
手当を支給する制度です。平成29年6月分以降の児童手当の支
給を受けるには、現況届の提出が必要です。

児童手当の現況届とは、毎年
6月1日における受給者（子ど
もの父・母）および児童の状況
を把握し、6月以降も引き続き
受給資格があるかどうかを調
査するものです。

■手続き

対象の方には、5月下旬に関
係書類を送付しました。6月30
日(金)が提出期限となりますので、
お早めの手続きをお願いいたし
ます。

■添付書類

次に該当する方は、現況届と
併せて書類の提出が必要です。
芝山町国民健康保険以外の方
受給者（振込口座の名義と
なっている方）の健康保険証の
写し

平成29年1月1日現在で芝山町
に住所がなかった方

平成29年度所得課税証明書

※平成29年1月1日に住所が
あった市区町村で取得してく

ださい。

■注意事項

- ・ 現況届の提出がない場合、6
月以降の手当が受けられなく
なります。
- ・ 平成29年度所得税確定申告・
市町村民税申告がお済みでな
い方は、所得の審査をするこ
とができません。該当する方
は至急手続きをお願いします。

■申請窓口

役場福祉保健課子育て支援係



4月13日 芝山小教職員避難訓練

■支給月 6月・10月・2月

■支給月額

受給者（生計中心者）が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上 小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者（生計中心者）が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

■所得制限額

扶養親族 などの数	所得制限額 ※受給者（生計中心者）の所得
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※所得額は総所得額から医療費控除などを差し引いた額です。

マイナンバーカードの 休日交付を行っています

問 町民税務課 戸籍係
☎77・3911

マイナンバーカードが次の休
日交付日にも受け取れます。休
日の受け取りをご希望の方は、
受け取り希望時間を必ず電話に
ご予約ください。

■予約窓口

町民税務課 戸籍係
平日午前8時30分～午後5時
まで（予約がない場合、受け
取りができません）

■休日交付日

6月25日(日)

■交付時間

午前10時～午後3時

■受け取りに必要なもの

- ・ マイナンバー通知カード（申
請書から切り離れた、12桁の
マイナンバーが記載されたも
の）
- ・ 個人番号カード交付通知書
（ご連絡に同封されたハガ
キ）
- ・ 写真付本人確認書類（運転免
許証など）
- ・ 印鑑（ゴム印不可）

- ・ お持ちの方は住基カード（引
き換えで交付します）